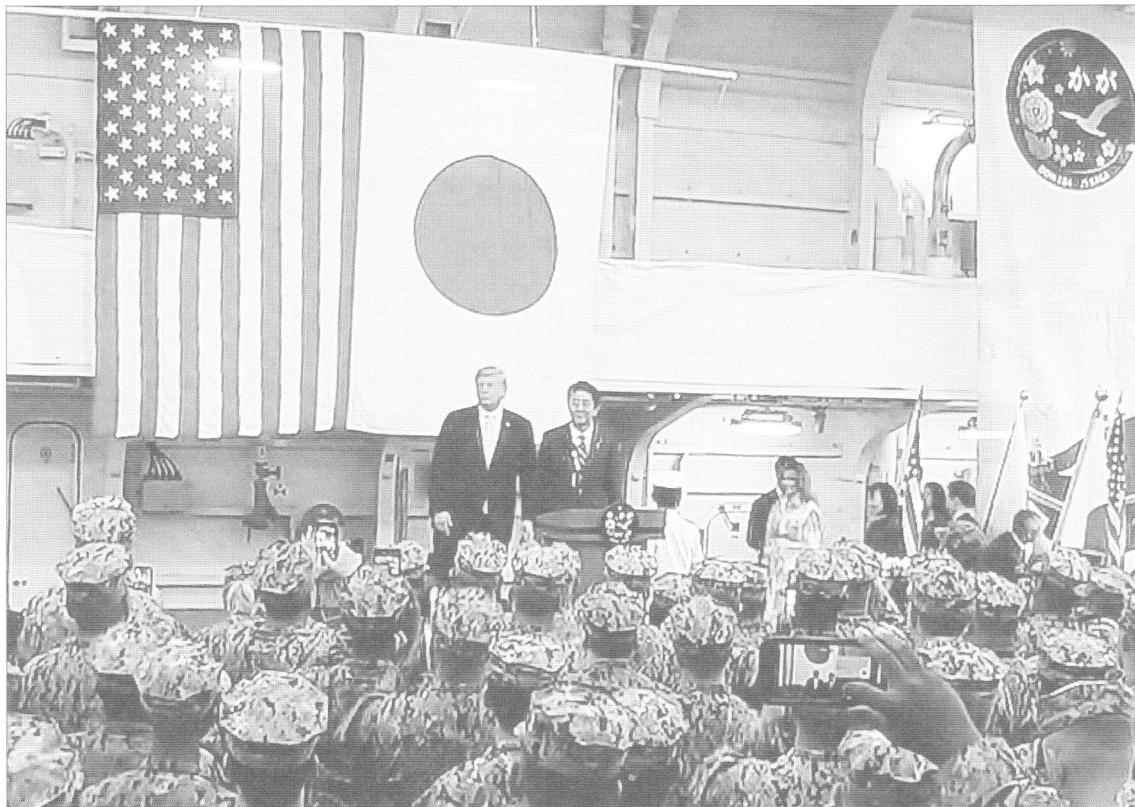


# 反戦情報

2020・2・15 No.425

2001年2月9日第3種郵便物認可 第425号  
2020年2月15日発行（毎月1回15日発行）

## 安保改定60年—対米従属を改めて問い合わせ糾す



ヘリ空母「かが」艦上の日米両首脳(昨年5月、「令和」最初の外国元首として来日したトランプ米大統領と安倍首相)

〈巻頭言〉	
「盗っ人、猛々しい」—米軍駐留経費負担増の要求	2
〈海外事情〉	
民主化要求する香港民衆の巨大な闘い(5)	
稻垣 豊	3
資料 香港2019	
東アジア規模での巨大な民主化運動(上)	
—ミレニアル世代の登場—	
區 龍宇	5
〈広島から〉	
安保法制下の自衛隊～踏み越える専守防衛	
—広島県三原で東京新聞・半田滋さん講演—	
川合 明	9
〈講演I〉	
これが独立国家ニッポンの現実(5)	
—憲法、安保、地位協定、そして民主主義—	
前泊 博盛	10
〈講演II〉	
アベノミクスと日本の衰退	
—金子勝氏が安倍首相の地元・山口県下関で講演—	12
〈原発〉	
「活断層否定できない」と運転差止を命じる	
—広島高裁の伊方原発3号機仮処分決定の意義—	哲野 イサク 14
〈読者の声〉	
「金権と派閥」自民エスカレート—河井問題で露呈	城中 一郎 17
〈声明〉	
広島県廿日市市の中学校吹奏楽部と自衛隊音楽隊とのコラボ中止要請	18
〈教育〉	
文部科学省不祥事の最も重要な意味	河東 真也 20
〈映画の世界206〉	
『リチャード・ジュエル』	鈴木 右文 23

今年は日米安保条約が改定され  
て60年だ。対米従属思想が身に染  
みついている日本の支配層は、こ  
の条約が「永遠につづくもの」で  
あつて、「日本を守つてくれる」  
ものと信じて疑わない。この条約  
があるからこそ、日本は自衛力は  
持つものの危険な「武力行使」は  
せずに「盾」の役割に徹し、「矛」  
の役割はアメリカにたよつて、そ  
れで「平和」を享受できるのだ――  
と考へてきたのだ。

ところが、最近、海の向こうか  
ら「物騒な」声がとどろき始めて  
きた。安倍晋三らが真っ青になり  
そうな話だ。「トランプは日本との  
安保条約を密かに破棄すべく熟考  
中」（昨年6月25日、米ブルーム  
バーグ通信）との配信や、またそ  
の翌日の「FOXビジネスニュー  
ス」インタビュ―での次のような  
トランプの発言だ。いわく「日本  
が攻撃されれば、アメリカは第3  
次世界大戦を戦い猛烈な犠牲を払  
うことになるが、アメリカが攻撃  
されて救援を必要とするとき、日  
本は（それを）ソニーのテレビで

見物するだけだ」――。さらに、  
昨年12月には、トランプは「日本  
はもつとわれわれを助けるべきだ。  
われわれは日本の軍事基盤に大枚  
をはたいているのだから、とシン  
ギーに言つた」と、NATO事務  
総長との会談で述べている。  
もちろん、こうしたトランプの  
言動が、彼一流のハッタリ・ビジ  
ネスの一環で、NATO諸国や日  
本にもつと米軍駐留経費を出させ  
る恐喝ではあるだろうが、日本の  
支配層の内心が穏やかであるはず  
がない。このような主張は、今に  
はじまつたことではなく、トラン  
プの一貫した姿勢だからだ。彼は  
大統領選挙当時も、「日本は駐留  
米軍の経費を100%支払うべき  
だ。そうでないのなら、米軍は撤  
退する。そのかわり核武装を許し  
てやろう」と発言していた。だか  
ら「経費負担」増額を拒否すれば、

「ひょつとすると、トランプは本  
當に安保破棄にすすむかもしれな  
い」と日本の支配層が恐れても、  
われわれは日本の軍事基盤に大枚

けれども、よくよく考えれば、  
こうしたトランプの主張の前提に  
あるのが、『日米安保でアメリカ  
は日本を防衛してやつている』日  
米安保は日本防衛のための条約な  
のだ”という考え方だ。そして、  
これは、日本の支配層だけでなく、

「（改定安保条約も）その本  
質において、米国が日本国の一  
の土地と施設を占領時代同様無期  
に貸与され、自由に使用できる  
ことを骨格にしている…。これら  
の基地の主目的は、もとより日本  
の防衛にあるのではなかつた：」  
（駐留経費の一部）思いやり予算  
の問題は日本政府の『安保上米國  
に依存している』との一方的思い  
込みにより、その後無方針にずる  
ずると増額してきたことにある、「  
もはや『米国が守つてやる』と  
いつた米側の発想は日本は受け付  
けるべきではないのだ」――。

日本は既に米軍駐留経費として  
総額約6000億円（約75%、昨  
年度）を支出。ダントツで世界最  
高額だ。トランプの要求はまさに  
利益」防衛のための出動だとい  
うことだ。

このことに関して、東京新聞の  
半田滋氏はトランプ登場の際、「ミ  
スター外務省」といわれた元事務  
次官／元駐米大使・村田良平氏の  
『回想録』の一節を次のように紹  
介していた。

在日米軍が「日本防衛のために出  
動した」ことは、ただの一度もな  
い、ということだ。あるのは、朝  
鮮戦争、ベトナム戦争、中東戦争、  
湾岸戦争、アフガン・イラク戦争  
など、日本を出撃基地とした数々  
の侵略戦争であり、「アメリカの  
利益」防衛のための出動だとい

「盜つ人猛々しい」!!。（編集部N）

&lt;香港レポート&gt;

# 民主化要求する香港民衆の巨大な闘い（5）

稻垣 豊

(前号よりつづく)

たつた2回の香港訪問に、5カ月もお付き合いいただきありがとうございます。とりあえず今回が最後になります。

\* \* \*

昨年9月15日の無届けデモの「解散闘争」を経て、やつとのことでホテルのある北角（ノースポイント）行きの2階建バスに乗り込んだ日本人一行でしたが、北角到着後も、この地域を拠点にする地域裏社会組織とデモ隊との衝突を目の当たりにしたり、翌日の最終日には香港税務署のロビーで座り込む中高生らに遭遇したり、と行く先々でも運動の一角に触れることができました。

とくに税務署での座り込みは、事前にウエブで「市民的不服従」が呼びかけられていたので、その時間に行つてみたのです。最初は報道陣だけで、何も動きがなかつたのですが、しば

らくすると中学生？高校生？と思われる数名のマスク姿の若い諸君が、

小さなメッセージボードを掲げてロビーに座り込みました。するとそれに続く若者がぞくぞくと座り込み結局30人くらいになり、中には差し入れをする大人の姿もありました。

運動の中でつくられた歌『香港に栄光あれ』をスマホから流れるメロディーに合わせて歌うのですが、お世辞にもあまりうまいとは言えず、またスローガンを大声で叫ぶわけでもありません。税務署の警備員も特に止めることもなく、付近の入口を閉めて別な入口から市民を誘導する、という緩い対応。

勇気ある青年たちには感動しつつ、

こんなものなのかなと、その時は思つたのですが、実はこういった公の場やショッピングモールでの訴えが色々なところで展開されるようになり、親中派市民との衝突も広がつ

ていく時期でもありました。

いまでは、このようなアピールのスタイルが一定程度定着し、この間では金融街のど真ん中のセントラル地区（日本で言うと東京駅付近や新宿などオフィスビルの立ち並ぶ場所）で昼休みを利用して、若いホワイトカラーの労働者らの「ランチ・アクション」なども継続されています。

\* \* \*

その後、この連載の中でも触れたように様々な動きがありました。原稿を執筆中の現在（2020年2月5日）、香港では新たな注目すべき動きが出ています。新型肺炎の脅威が社会に重くのしかかるなかで、月4日には1人が死亡、さらに拡大する可能性があります。

香港では抗菌マスクや治療設備の不足など社会的にも不安が広がるなか、香港政府は中国と接するいくつかの通関ゲートを封鎖しましたが、一番中国からの出入りがある国際空港や香港マカオ大鉄橋などいくつかのゲートについては、何ら対応を取らないなど、組合や香港住民の要望には応えていません。

今年に入り新型コロナ・ウィルス

による肺炎が中国・武漢から全国、全世界に蔓延する事態が進む中、香港では被害拡大を最小限に抑えるために中国からの入境を完全封鎖するよう、公共病院の看護師らでつくる新労組が2月3日からストライキに突入。中国政府の発表では、新型コロナ・ウィルスの感染者が、中国全土で患者は2万4324人、死者は490人に上っています。香港では17人の感染者が見つかっており、2月4日には1人が死亡、さらに拡大する可能性があります。

香港の公務医療労働者の約10%にあたる7000名の医療労働者がストライキを打ち、3日目に突入しているのです。

もともと同労組は反送中運動のなから誕生した組合で、比較的若い組合員らによって運営されています。2014年の雨傘運動のときには学生だったか、大学卒業後間もない青年労働者として、雨傘運動に参加したりシンパシーをもつてきました。いわゆるミニニアム世代です。彼女ら彼らは、デモの最前線で負傷者を救護したり、自らも負傷したり警察に圧されました。そういう経緯があるのです。雇用主である香港政府のやり方には大いに不満を持つており、昨年11月ごろから新しい組合をつくりうという動きが生まれていきました。

そこにきて今回の肺炎騒動です。約8万人といわれる公務医療労働者のうち、肺炎危機もあって1万人近くがこの新組合に加盟。2月1日に開かれた第2回大会では圧倒的多数でスト決議が採択され、香港政府に対応を迫りました。

最大の要求は先にも書いたように中国との通関の完全封鎖です。人口約740万の香港では毎日10万人の中国からの出入りがあるなかで、限られた医療リソースを十分に住民に

提供できない、というのが組合の訴えであり、その問題を解決できるまでは中国からの訪問者を制限せよ、医療労働者への十分な支援を行え、という訴えです。

組合は林鄭月娥・行政長官との面談などを求めました。というのも長官はストの前までは「ストライキという過激な手段ではなく話し合いを」と言っていたからです。しかし長官が面談を拒否したことでの組合はストに突入しました。

\* \* \*

スト2回目の現在、病院利用者を含む住民世論はスト支援に傾いており、他の多くの民主派の組合も支援に駆け付けています。反送中デモからストライキで普通選挙を実現しようと訴える組合が誕生したことでも驚きですが、このような形で大衆的なストライキが打たれることになつたというのもまた驚きです。

航空関連や運輸関連などで誕生した新しい組合もこの動きにあわせてストを準備しています。度重なる罷工の失敗を経て、ついに緊急事態のなかで社会世論に押される形で大衆的ストライキが打たれる形になりました。ストの要求は直接的にばかりの『香港危機の深層』(倉田徹、

は普通選挙などの「五つの要求」であります。しかし、民意を反映しない行政長官の独善的行政への批判から展開ともいえます。より被害状況の厳しい中国国内の医療格差や社会的格差に苦しむ民衆といかに連帯することができるのかなど、まだまだ課題は山積しています。日本と世界からの注目と連帯が必要です。

\* \* \*

最後に香港の状況を一層理解するための2冊の書籍を紹介しておきます。ひとつは『香港雨傘運動と市民的不服従』(周保松、倉田徹、石井知章編著、社会評論社)。昨年6月に来日した香港中文大学の周保松さん(政治学)の講演を中心に編集された本です。2014年秋の雨傘運動を扱つたものですが、現在の運動につながる状況がよくわかる1冊です。香港リベラル左派の動態が、より立体制的に理解できます。立教大学の倉田徹さんの解説では、本土派・独立派の系譜が整理されて紹介されています。参考になります。

もう1冊は昨年暮れに出版されたばかりの『香港危機の深層』(倉田徹、龍宇著、早野一編訳、つげ書房新社)も読まれることをお勧めします。

(いながき ゆたか／ATTACK  
Japan(首都圏)／東京都在住)  
4

倉田明子編、東京外語出版社)。こちらは日本の研究者や在香港日本人の論考集で、香港返還から現在までの政治文化を概観できる非常に内容の濃い1冊です。こちらも香港のいわゆる民主派や本土派などの系譜がいくつかの論文の中で紹介されています。個人的にお勧めしたいのは香港在住20年の小出雅さんの論考です。これまで経験してきた香港のさまざまなデモにスポットを当てる。僕も参加した2005年暮れのWTO(世界貿易機関)反対デモなどにも言及されており懐かしく思い出しました。こちらも本土派や民主派の系譜に言及している論考があります。大変参考になりますが、両方もとも研究書という制約からか、1980年代から続く主流民主派の妥協路線が現在の反中国人の本土派を生み出す底流となつたという運動内部における議論には深く言及していません。あわせて『香港雨傘運動プロレタリア民主派の政治論集』(區龍宇著、早野一編訳、つげ書房新社)も読まれることをお勧めします。

香港2019

# 東アジア規模での巨大な民主化運動（上）

## —ミレニアル世代の登場—

區 龍 宇

**【編注】**以下に紹介するのは、昨年末、12月20～21日に東京都文京区の文京シビックセンター・区民会議室で行われた「BATTLE OF HONG KONG 2019／〈香港〉之戰2019」と題する、香港の民主化運動に関する報告会で報告者・區龍宇氏が「問一答」形式で提起した内容です。

氏は香港の左派民主派活動家で、このたびの運動でも積極的に社会的発言を発信してきた方です。著書に『台頭する中国　その強靭性と脆弱性』、『香港雨傘運動　プロレタリア民主派の政治論集』（ともに柘植書房新社刊）などがあります。

\* \* \*

Q1 この運動は香港の政治的対立の力関係に影響を与えましたか？

今回の運動の主な構成は、一つはミレニアル世代「2000年の中レニアル前後に生まれた世代」およびその最もラディカルな一翼であり、もう一つは、民間人権民線（以下、民陣）を代表とする既成の民主派政党（周辺の右翼本土派と自決派を含

む）と社会団体です。疑いもなく前者が運動の牽引者です。彼らの非妥協性こそが、運動を高潮に引き上げ、林鄭月娥・行政長官（林鄭）が容疑者送還条例改正案の慎重審議から法案撤回に追い込んだのです。ですが、後者の役割も無視することはできません。というのも3月から政府の法案提起に反対する運動を始めていた

からです。そのころにはまだ「勇武派」は登場していません。その後、民陣は6月9日に103万人、6月16日には200万人のデモを行い、客観的にも重要なサポートの役割を果たしたといえます。またこの両者は「袂を分かつたない」ことで、反対運動を眞の意味での全人民的なものにしたのです。この点は雨傘運動ではみられなかつたことです。二つの

巨大な合流こそ林鄭の条例案を揺さぶり、政府の妥協的対応にもかかわらず、運動が引き続き発展する十分なサポートの役割を果たしており、それは依然として続いている。

ですが、今後の運動について考えた場合、ミレニアル世代こそが決定的な役割を果たすことは疑いありません。香港の最初の150年はイギリスの植民地でした。その後の20年は中国共産党政府の植民地といえるでしょう。中国政府と香港の関係は、

一種の内部植民地主義であり、それはイギリスから受け継いだ中心と周辺という関係であり、政治的コントロールを通じて宗主国／北京の経済目標に奉仕するものであり、イギリスも中国もどちらも香港という経済都市（これが植民地主義者らが香港に押し付けた義務です）が政治都市に変化することは絶対に許しませんでした。ゆえに絶対に住民による真



報告する區氏(右)と通訳する稻垣氏

の自治を認めません。既成の民主派は中国政府が約束を果たすことを待つだけでしたが、そこにミレニアル世代が登場したのです。もう、「返還協定を締結した1980年代中ごろから」40年も待ったのだ、と。ミレニアル世代はこう言いました。「あんたはそもそも詐欺師だ。われわれはもう待たない！」

中国政府は、条例案反対の青年たちが香港独立を目指していると非難するだけで、返還を無事に終えたらあとは知らんふり、香港の自治権という約束を破り、直接コントロールを加速させたことで、青年世代の決定的な抵抗を招いたということを理解していません。そもそも「外の脅威に対して共同で戦う」といった状況は帰属意識を育み、そのアイデンティティは民族感情の促進剤となり、それは普遍的なものであり、香港も例外ではありません。ゆえに今後は、黄色いリボン派（民主化を求める市民層）に向き合う政治的人物すべてが、「香港人」というアイデンティティから無縁であることはできないでしょう。このアイデンティティは、誰かに指図されることにこれ以上耐

えられず、香港人自身が物事を決めることを求める。『香港の歌』（香港に榮光あれ・訳注）がまさにそのような感情を代表していると考えられます。

しかし、この「香港人アイデンティティは香港民族主義である」という主張には若干違和感があります。もちろんそう主張する人も厳格な定義でそう言っているわけではなく、話の流れで主張しているにすぎません。ですが私は厳格な定義によって議論することで、分析的価値が出ると思っています。現在の黄色いリボン派の民衆には一種の香港帰属感、あるいは香港民族感情があるといえますが、それは「民族主義」とイコールとは言えません。「民族アイデンティティ」をすべての価値観の上に置いてしま

うことこそ、民族主義です。しかしQ2・この運動は香港の普通の市民と社会にどのような影響を与えたか？

これはどう言おうとも、香港人の思想と主体性の飛躍にほかなりません。このような自主的な精神の発揚は、今後の大衆的な民主化運動を定義づけることになるでしょう。ですから、今回の運動は「容疑者送還条例反対運動」と言われていますが、実際は条例反対という目標を大きく超えています。今後の影響を考えると、この運動は、それまでの民主化運動とは異なり、「ミレニアル世代による自己決定権を求める運動」と現に限定されているのです。もしデモのなかで香港独立の旗を掲げたりスローガンを叫んだとしても、周囲に制止されてしまいます。大人たち

の命運の自決権——を要求しているのであって、独立を要求していくせんし、すべてを置いても独立を追求する「民族主義」などということはありません。

これはどう言おうとも、香港人の思想と主体性の飛躍にほかなりません。このような自主的な精神の発揚は、今後の大衆的な民主化運動を定義づけることになるでしょう。ですから、今回の運動は「容疑者送還条例反対運動」と言われていますが、実際は条例反対という目標を大きく超えています。今後の影響を考えると、この運動は、それまでの民主化運動とは異なり、「ミレニアル世代による自己決定権を求める運動」と現に限定されているのです。もしデモのなかで香港独立の旗を掲げたりスローガンを叫んだとしても、周囲に制止されてしまいます。大人たち

地の歴史がもたらした結果の一つです。香港の民主化運動の歴史はまだ短く、おもには、1989年の中の民主化運動によつて生まれたと言つていいでしよう。しかし、91年の選挙で香港民主同盟（のちの民主党）が最多議席を獲得するのですが、民主同盟は殖民地政府の内閣に参加させる要求します。これは市民から批判を受けました。というのも有権者の多くは、政府の一員になるために民主同盟に投票したのではなく、政府を監視するために民主同盟に投票したからです。ここからもわかるように、その時の市民の多くは臣民的心理を保持していたのです。ですから、97年の香港返還でも平穩に中国政府の支配を受け入れたのです。しかし2003年に政府が香港基本法23条（国家安全保障）を立法しようとしたことで、自治権を守りたいと考へる香港人の思いが強まり、50万人のデモになりました。中国政府「の意向を受けた行政長官」は法案を撤回しましたが、その後も様々な手段で自治権を縮小しようとしました。例えは「国民教育」の推進や標準語による授業の実施などで、限定されたもので、往々にして名

しかしある世代は比較的敏感といふこともあつて抵抗が続き、それは2014年の雨傘運動まで発展しました。今から考えれば雨傘運動は2019年の「ミレニアム世代の自決運動」の予行演習だったといえるでしょう。6月16日の200万人デモは、今回の運動が全人民的な性格を持つてゐることを示しました。これは台湾の民主化に続く、中国華人地域における第二の極めて強力な民主化運動と言えます。民主化を支持する大衆は、最初は少数の急進的な青年らが実力で警察に対抗する行動の消極的同情者でしたが、いまでは積極的な同情と支持を与えるまでに発展しています。これは大衆が過去数十年の教訓と経験を受け入れた一つの大きな変化です。この大きな変化によつて、われわれの市民社会はアップグレードしたといえます。それまでの香港市民社会は全く脆弱でした。香港には政党や労働組合、ボランティア団体などたくさんあります。しかしその大部分が専従スタッフのみによつて支えられているだけです。しかし、こういったモデルは香港特有ではなく普遍的なもので、一般的のメンバーの積極性は非常

簿上の参加にすぎません。雨傘運動に続いて今回の容疑者送還条例反対運動によつて、大衆的な自発的な行動と熱烈なボランティア精神による活動が誕生したのです。これこそ偉大な大衆性をもつた民主化運動です。

Q3..運動の参加者の階級構成はどのようなものですか？ 従来の民主化運動との違いは？

今回の運動はアッパークラスのブルジョアおよび財閥を除く全人民的な運動だといえます。プチブル、中産階級、労働者階級および青年学生です。しかし牽引しているのは、まことに青年と学生でしよう。青年と学生というのは、勇武派あるいはその積極的支持者のことで、若いですが学生とは限らず、働いている人間も含みます。青年と学生は無政府的な運動モデル——リーダーがおらず、組織もなく、自発性を強調し、高度に機動的なモデルを好みますが、これは香港特有ではなく普遍的なもので、一般的のメンバーの積極性は非常労働者階級には馴染みません。勇武派は労働者階級の手助けがなければなりません。ほんんど反応がなく、成功しません。その2カ月後に運動は徐々にピークに達したことと、香港では

1967年以来初めて政治ストが打たれることになったのです。それは、青年と学生、労働組合、および未組織の労働者の三者の事実上の同盟でした。およそ数十万人が主体的あるいは受動的にストライキを支持し、（交通網が半ば麻痺したから）仕事を放棄しました。航空業界ではキヤセイ航空の労働者の約半数がストライキに参加したことでフライ特便の大半がストップしました。まさにこの時の政治ストによって、運動は一つのピークを迎えるました。しかしキヤセイ資本はすぐに反撃し、9月2日、3日のストライキは成功しませんでした。とはいっても、8月5日のストライキの成功はこの世代の青年と労働者らを鍛えることになりました。はじめて労働者の集団的な力を経験することになったからです。

ですが、労働運動の政治家にはいまだ大きな困難があります。多くの海外の友人がこう聞いてくるのです。「五つの要求のなかには公正な分配の問題は解決されたのか」と。もちろん解決されていませんし、むしろ悪化しています。しかし香港の労働運動は議員もいるし政党もあります

すが、これまでずっと政治的課題において主体性をもつた活動はできていませんでした。ですから政治的な民主化運動においても労働者の立場に立った綱領をもち得ていませんでした。もちろんこれは偶然ではありませんが、労働団体の過ちだけが理由ではありません。香港の労働者階級そのものが自由市場主義の影響を強く受けており、「貧富の格差は自己責任」というイデオロギーに洗脳されているのです。ですから階級意識というものは確かに高くはありません。最近の調査でも、現在の政治的課題には関心が高いですが、社会福祉の不備などに関する課題にはあまり関心をもつていてないことがわかります。また一部の左派青年たちが連登「この運動で使われているウェブ上の掲示板サービス」で六つの要求についての議論を提起し、大資本が人々の生活を脅かしていることに注意を向けようとしたが、反応や議論は全く起こりませんでした。

ですが、労働運動の政治家にはいまだ大きな困難があります。多くの海外の友人がこう聞いてくるのです。「五つの要求のなかには公正な分配の問題は解決されたのか」と。もちろん解決されていませんし、むしろ悪化しています。しかし香港の労働運動は議員もいるし政党もあります

Q4..今回の運動を1967年反英暴動と比較することはできますか？

967年にはあるかに及びません。当時、香港共産党は香港各地に爆弾を仕掛けました。現在の闘争ではせいぜいのところデモ隊が警察に火炎瓶を投げつけるくらいです。67年の時は誤爆で不慮の犠牲者が多く出ましたが、今回はほとんどありません。殺傷能力についても比べようもありません。しかし最も重要なことは政治的な違いでしょう。67年の闘争は北京の政治闘争の延長であり、香港土着の内部的階級矛盾の激化によつておこつたものではありませんでした。67年の契機は、プラスチック造花工場のストライキでした。しかし闘争全体は「反英闘争」と呼ばれました。なぜ小さな工場のストライキが植民地政府を対象とした武装闘争に発展したのでしょうか。いま香港の親中派が67年を語る時には、当時の植民地政府がひどかつたので運動がヒートアップしたと説明します。

ですが、これは事実ではありません

ん。1989年の「6・4」天安門事件後、金堯など当時の香港共産党陣営のトップが、当時の実情を詳細に伝えています「金は天安門事件後、アメリカに亡命し2004年に死去している..訳注」。つまり文化大革命のピークの際に新華社のトップクラスは、「4人組」の歎心を買おうとして、香港で小さなストライキを利用して政治暴動を起こしたのです。それは国内の文革を香港に持ち込んだものでした。当時の香港の庶民は確かに英植民地政府には何の好感も抱いていませんでしたが、階級矛盾が激化する兆候もありませんでした。ですから当時はそもそも広範な労働者階級の政治的抵抗の出現を許すような状況にはなかったのです。香港の共産党组织は、人為的に大衆的な政治闘争をつくり出した結果、自らの大衆的基盤をも破壊することになりましたし、ふつうの市民が共产党を避けることになりました。

# 安保法制下の自衛隊へ踏み越える専守防衛

—広島県三原で東京新聞・半田滋さん講演—

川合 明

昨年12月1日、広島県三原市の中央公民館で、「安保法制下の自衛隊へ踏み越える専守防衛」と題する講演会が、東京新聞・論説兼編集委員の半田滋さんを講師に開催された。主催は「九条の会・三原」。過日、「安保法制廃止」というが、今、自衛隊がどのような状態かをみんな正確に知っているのだろうか？ アメリカの兵器爆買いに目を捕われているだけでは、「市民への説得力に欠ける」という話があり、それならば安保法制を紐解きながら解りやすくお話しして頂ける方を招請しようと運びとなつた。参加者は120名。

共同代表の坂元秀夫さんが挨拶。坂元さんは敗戦時に中学生で、戦中・戦後の荒廃した世の中に新しい憲法が発布された瞬間の感激と、その憲法がズタズタにされようとしている現在の政治状況に、「残り少ない命を懸けても、9条とその精神は守る！」と決意を述べられた。半田さんの講演骨子は大きく3つ。

1つ目は「防衛計画の大綱」を1976年あたりから振り返り、冷戦終結から

湾岸戦争、2001年の「9・11」アメリカ同時多発テロとアフガニスタン攻撃、イラク戦争へと続く米軍の世界展開に合せて、「存在する」ことから「機能する（軍隊）」という形に移行し、現在に至つては「戦争できる（軍隊）」へと変貌をとげている自衛隊の実態をつかむこと。特に2018年の大綱は、16年の安保法制の施行を受けて「宇宙、サイバー、電磁波といった新たな分野」などと「甘いパン」のような装いをしながら、実は「激辛カレーパン」の中味——大胆に言えば事実上「専守防衛を放棄」して日米一体化をより進め、きわめて攻撃的に、憲法の縛りなどどこ吹く風といった事態になつていると報告された。

2つ目はその“激辛カレーパン”の中身として、専守防衛から逸脱する空母の保有、長距離ミサイルやF35戦闘機の導入などが上げられた。陸上型迎撃ミサイルシステム「イージス・アショア」はヨーロッパに配備されるなかで、アメリカとロシアの過度の緊張関係をつくりだした代物で、今回導入を巡つては中国が猛

反発している。5年の中期防衛力整備計画に投入される金額は27兆5千億円だが、実際にはもつと膨らんでいくだろうと予測。実際F35導入に当たつてはアメリカ政府が一方的に値段を決めるシステムの罠にはまつて、通常の100億円の相場に50億積んだ1機150億円で買い付けことになつていて。トランプ大統領が嬉々として「日本がすごい量の防衛装備品を買ってくれる」と話したのはこのこと。その上、「爆買い」以前のお粗末さで、欠陥機オスプレイの導入に始まつて、F35もアメリカ国内で多くの欠陥が指摘された機種。また米海兵隊が20年も前に調達をやめた“使い物にならない”水陸両用車も、島嶼防衛用として購入予定で、みな国民の血税だ。

3つ目は、安保法制施行で実現した「駆けつけ警護」に始まる集団的自衛権の行使。南スチーンPKOが適用第1号となつたが、稲田防衛相（当時）が「戦闘」を行ったと、い換え、日報を隠ぺいしなら現地の状態を矮小化して国民に報告していたことが発覚し、辞任したのは記者事務局員

憶に新しい。「法律」として未完成な安保法制のなかで、米国（米軍）からの要求はどんどん高まり、自衛隊は米軍に組み込まれていく。2018年、アメリカで公表された「第4次アーミテージ・レポート」では、「自衛隊が憲法や法律の縛りを受けずに入軍の一部として相応の役割を担うこと。日本で自衛隊基地も民間施設も自由に軍事使用できる体制を作つて欲しい」と踏み込んだ。このレポートは安倍政権のバイブルだ。憲法改正（9条への自衛隊明記）以前に、実態の方が進行するかもしれない。

講演の後、「この事態を、私たちの側から突破していくための方策は？」という質問に、半田さんは「選挙で、安倍政権を倒すしかない。立憲野党の共闘は重要だ。そのことを死ぬ気でやろうとする決意が共産党的志位さんは見えるが、立憲民主党の枝野さんや国民民主党の玉木さんには見えてこない。ここを何とか本気にさせるのが市民運動の役割で、私たちマスコミの役割でもある」と返された。

「九条の会・三原」会員、事務局構成団体の「戦争をさせない三原市民行動」（地区労や部落解放同盟ほか）の参加者からも好評だった。今年は衆院解散・総選挙も聞こえ、安倍政権との決戦の年となる。運動の連携と広がりが求められる。かわいあきら／「九条の会・三原」

## 講演

(I)

# これが独立国家—ツポンの現実(5)

—憲法、安保、地位協定、そして民主主義—

沖国大・前泊教授が生協労連中四国地連大会で講演

(前号よりつづく)

## 6. 日米地位協定が奪う

日本の主権

日米地位協定の機密文書の中の第2条に何が書いてあるか紹介します。「施設・区域の提供」について書か

れています。ここで何を言っているかというと、第1に、「アメリカ側はわが国の施政下にある領域内であれば、どこにでも施設・区域の提供を求める権利が認められる」。

平たく言えば、アメリカが「ここに基地が欲しいんだけれど…」と言えば、日本は「ハイツ」と言

供する義務があるのです。このことによって、何が起こるかといえ、1982年の外務省機密文書

版』P31)で、次のように書かれています。「…例えば、北方領土の返還の条件として、『返還後の北方領土には施設・区域を設けない』との法的義務をあらかじめ一般的に日本側が負うようなことをソ連側と約することは、安保条約・地位協定上問題があるということになる」。

そこで一昨年、安倍首相が、「そういう考えは一官僚の見解にすぎない」と言つたのです。私は、「(米軍

が北方領土に基地をおくことを要求しても) 提供しなくていいんだ」と思つて、地元の新聞社にこのことを書きました。「北方領土に基地を提供しなくていいなら、辺野古でも同じだろう」とね。辺野古は、この「第2条」に従つて、アメリカが提供せよと言つてはいるから提供せざるを得なくなつてゐるのです。「ノーと言えない日本」が安倍・菅政権を揺さぶつているのかな、と思つていまし



熱弁する前泊教授(左)と集中して聞く参加者

方 増補

●「北方領土返還交渉」の頓挫  
原因は「日本の主権欠如」

こういうことがあるから、2011年8月の交渉で、「北方領土返還後に基地を置いたりしないよね」とブーチン大統領が聞いたのですが、日本側は「約束できません」との答えです。「バカか!」と思いますね。そんなことだと、ロシア側が返還するわけがないでしよう。北方領土というのは、ロシアにとつては戦略上

えるよ」と言つたので、「これはいけるかもしない」と思つて訴えたのです。すると、すぐロシアから取材がきました。「ノーと言える、といふのだから、言えるのではないのか?」と言つたのですが、ブーチン大統領はどう言つてゐるか?

(一昨年12月20日) 共同通信が聞いてくれました。「北方領土を日本に返還した場合、米軍基地が置かれると可能性をどうみるか」について、ブーチンは「日本がどの程度、主権をもつてゐるかわからぬからわからない」と述べ、基地問題で日本が主権を行使できない実例として普天間飛行場の辺野古移転問題に言及したのです。ブーチン大統領のほうが日本の国民より、主権行使をできなったのです。

日本政府は何もできない、人々が基地の撤去を求めているのに基地は強化される、皆が反対しているのに計画は進められている――「辺野古を見れば日本の主権がどの程度ののか、わかるよね」というわけです。あのクリミア半島で何をしたか追及されてしまつてゐるのです。日本で言われてしまつてゐるのです。

## 7. 日本側全額負担で新基地建設させる米国の狡猾さ

本は「グー」の音も出ないので。

「ノーと言えない日本」——北方領土交渉はもう「棚上げ」しかありません。

「返還後の北方領土」への米軍基地提供に「ノー」といえるなら辺野古にも「ノー」と言えるはずですよね。

「ノーと言えない」のは米製兵器の爆買いも同じです。F-35戦闘機も17機3600億円で買わされました。そして100機追加、1兆円で買われます。また、今日の新聞で「イージス・アショア」ミサイルシステムを秋田と山口に配備するという報道がありました。なぜ、この2地点なのか?(北朝鮮を起点とする)秋田の延長線上にはハワイが、山口の延長線上にグアムがあるのです。これを見ると、「日本を守るために」に「イージス・アショア」を配備するのでないことがわかります。アメリカを守るために、なぜ日本が日本国民の税金を出さねばならないのでしょうか?

……(中略)……

い基地をつくる計画を米軍が進めていました。その時は、ベトナム戦争の最中でした。「どこからそんな金ができるのか」——アメリカの会計検査院はダメ出しをしました。

今回、まったく同じ基地をつくる計画なのですが、「危険性除去のために」普天間基地を移設する」といふことで、日本が全額負担です。さすがアメリカです。「外交力」でもつて、他の国にカネを出させて、新しい基地をつくらせるのです。

● 辺野古弾薬庫が大幅改修、核基地化される? 辺野古

辺野古(キャンプ・シュワブ)には辺野古弾薬庫がありますが、2年前から大幅な改修工事をし、新しい弾薬庫の建設をしているのです。調べてみると、アメリカは中距離核ミサイル(INF)禁止条約を昨年(注…一昨年)破棄し「使える核」をつくろうとして動き出しているのです。これと連動するような形で「核問題」が新たに浮上していきます。そして辺野古が、その新たな核基地にさる可能性が出てきたのです。

同じようなことが、日本にあるす

べての基地で核ミサイルの配備の可能性があるということを覚えておく必要があります。何のための核配備か」ということも考える必要があります。

この辺野古弾薬庫の改修工事が始まつたことについては、ドローンで地元の新聞社がキャッチして報道しました。その後「ドローン禁止令」が出されたのです。真実がどんどん見えなくされていきます。

1967年当時、アメリカは沖縄の基地を放棄する計画もあつたようですが、普天間基地の閉鎖も考えていました。後になつてわかつたことです。このことを日本側が恐れていたことが判明しています。アメリカが沖縄から撤退しようというのに、日本が「居てくれ」としがみついているのです。

日本安保にしがみついている日本という姿が、沖縄問題を通じていよいよ明らかになつていきます。

時間も来ました。ご静聴、ありがとうございました。  
（おわり）  
(まえどまり ひろもり)

## 講演

〈II〉

# アベノミクスと日本の衰退

## —金子勝氏が安倍首相の地元・山口県下関で講演—

「戦争させない・9条壊すな!総がかり行動しものせき地区実行委員会」の年次総会と記念講演会が昨年12月8日、山口県下関市の勤労福祉会館でひらかれ約200人が参加した。

記念講演は、「アベノミクスと日本の衰退」と題して、立教大学大学院特任教授・慶應義塾大学名誉教授の金子勝氏がおこない、安倍晋三首相の地元でアベノミクスを厳しく批判した。この講演の要旨を紹介する。

(編集部M)

6年半経つてもデフレ脱却は達成できず、達成時期を何度も延長したあげく、達成時期そのものをなくしてしまった。

日銀が金融緩和を止めたとたん、国債価格が下落して金利が上昇し、国债を大量購入した日銀を含む金融機関が大量の損失を出してしまって、アベノミクスの金融緩和政策は「出口のないネズミ講」状態になっている。

重電機産業は原発に突っ込んでだめになっている。東芝は2006年に米原発大手WHを買収したが、原発建設費の急増でWHの子会社の負債が表に出て、7千億円の損失を計上、アウトの状態になつた。この買収を後押ししたのが、「原子力ルネサンス」政策を推進した経済産業省だつた。また、安倍首相の「原発ゼロス外交」は、イギリス、トルコ、ペトナム、リトアニアなどで、ことごとく失敗している。一方、ドイツの総合電機大手シーメンスは原発から撤退し、再生可能エネルギー（再エネ）にシフトしている。

今、金融緩和が限界にきて全に終わつているのに、安倍政権が原発に固執しているので、あらゆる産業がだおおぐくりに、①金融緩和が限界にきて②産業の衰退が止まらない、③実質賃金の低下が続いている、の三つにまとめる。

もう金融緩和でアベノミクスは限界にきている。バブル崩壊が近くなつており、危ないというのが一つ。日銀は「2年で2%の物価上昇率」を目標に掲げたが、

ごく工業製品を輸出して、代わりに原材料や食糧を輸入すればいいと言つていた。しかし、産業がガタガタになつたので、2008年のリーマンショック後に貿易黒字が縮小、11年から赤字になり、16年と17年だけ黒字になつたが、18年、19年も赤字になつた。輸出は自動車に頼つていて、それも数量はほとんど変わらず、円安効果で利益が増えていくだけだ。

実質賃金の低下が続いていることも問題だ。OECD（経済協力開発機構）加盟の先進諸国の統計数字をみると、日本以外の国の実質賃金は伸びているが、日本だけは、この20年間ひたすら下がつてゐる。名目賃金も2019年に入つて(前年同月比)落ち始めている。

厚生労働省が所管する賃金統計の改竄が19年1月に発覚したが、野党が計算すると、18年の実質賃金は大半の月でマイナスになるのにプラスにした。

この20年の間に、世帯所得の中央値(年収)が500万円台から100万円以上

を誇っていた日本製品はだめになつてい

かつて、日本は「貿易立國」と言われ

貿易黒字が当たり前で、輸出競争力がす

落ちていて、「中流」がどんどん低い方に行き、貧乏になっている。日本では、何となく「人並み」とか「世間並み」と思つていて、自分のことを「貧乏だ」と言わない。だけど、年収が400万円台に落ちると、もつとひどい場合には、非正規雇用になつたりする。

特に今苦しいのは、ロストジェネレーション（就職氷河期世代）と言われる40歳前後の人たちで、正規雇用につけない。

そもそも結婚できない場合も多いが、そんな状況で結婚したら、子どもは奨学金を頼りに高校・大学に行くことになる。その子はアルバイトばかりしているから、成績が上がらず、非正規で就職することになつてしまふ。若い時から貧困になつてしまい、奨学金も返せない。

高齢者も、農業者や自営業者など国民年金しか受け取れない人は、生活が非常に厳しい。保険料をフルに納めても、年金受給の上限は月額6万5千円で、そこから介護保険料や国民健康保険料が天引きされる。

## ■安倍政権の本質

アベノミクスの問題点を3点挙げたが、産業の衰退の真ん中が何で起きたかというと、やはり原発（固執）の問題だ。安倍政権の本質は、第1次政権の時にすべてセットされていて、「原子力ムラ」と公安警察・検察が一体化した政権

だ。だから、公文書や政府統計の改竄は当たり前、隠蔽当たり前で、何をやつても処罰されない。

加計学園の獣医学部新設問題で、柳瀬唯夫は安倍首相の秘書官の時に学園関係者との面会時に「首相案件」と述べた。柳瀬は2006年、資源エネルギー庁の原子力政策課長で、「原子力ルネサンス」政策（原子力立国計画）をまとめた。

安倍政権は第1次政権が途中で挫折したので、その時の首相補佐官・秘書官が親衛隊みたいに今も張りついている。その首相筆頭秘書官（兼補佐官）が今井尚哉で、資源エネルギー庁の次長だった人物だ。

内閣人事局は、約600人の各府省の部長クラス以上の幹部人事を一手に担い、官僚を支配しているが、このトップ（局長）が杉田和博官房副長官だ。地下鉄サリン事件の時に警察庁の警備局長だった杉田は、第1次安倍政権の首相秘書官で2次安倍政権では内閣情報官（内閣情報調査室長）になった北村滋（現在は国家安全保障局長）と「官邸ボリス」をつくった。北村は警察庁の外事情報部長などをしていた。杉田は、（加計学園問題で「総理のご意向」と記録された文書の存在を公表した）前川喜平・元文部科学省事務次官が同省在職時に「出会い系バー」に入りして、出入りしていることをつかみ、事務次官時代の前川さんを呼び出して脅している。

## ■新しい日本を創るために

今、一番大事なのは、実質賃金を上げていくことで、賃金を上げないと多少経済政策で所得再分配とかをやつたところで、賃金が下がっていては格差と貧困がひどくなる。内部留保を使って大企業で賃上げをある程度実現できても、中小企業はついていけない。中小企業は、地域で新しい産業や雇用が生まれて経済が成長軌道に乗る形でないと、持続的に賃上げができる。

また、原発を止めるだけでなく、再生可能エネルギー（再生エネ）への転換、エネルギーの大転換をしていかないと、再生能源や風力などの再生エネは、燃 料がいらないので、「限界費用ゼロ」だ。再生エネの固定価格買取制度（FIT）が終わり、これに安い蓄電池が普及していくと、いずれ電気代タダの社会になる。大手電力会社を発電会社と送配電会社に完全分離し、送配電会社には、地域に設立された再生エネの中小電力会社の優先接続を義務づけ、情報通信技術を駆使して地域分散ネットワーク型にする。

政府は農業の大規模化を推進しているが、大規模農業はもう時代遅れで、小規模農業の方が安全でいい。しかし、コストが高くなる。それを6次産業化、つまり生産した物を、加工したり直接売つたら、一定の価格競争力ができる。直売所が連

携しネットワーク化すればもつとすごい。

福祉も財源と権限を地方に譲り分散型にして、医療や介護、保育、貧困対策などを地域レベルでやつていく。たとえば、地域の中核病院、診療所、介護施設、訪問サービスなどをネットワーク化する。

このように、脱原発・エネルギー大転換を突破口に、福祉や食、農業を展開していくことが大事だ。そうすると、環境問題サービスなどをネットワーク化する。地域を軸とした社会になつていく。そして、性別や人種などの違いを乗り越え、多様性を尊重する社会をつくっていく。

国は何をするかと言えば、教育はどうぞ無償にするとか、最低保障年金を設けるとか、最低賃金をどうやって保障していくかとか、基本的な最低限の保障をする。あとは、みんな自分でそれぞれの多様な人生の選択について優劣がない、比較不可能にする。多様性、複数の価値観と最低限の保障を両立させる仕組みこそが、新しい平等な社会だと思う。

私たち自身が脱原発を軸にしながら、新しい産業のイメージを打ち出すことによって、再分配と成長を達成する新しい社会を私たち自身がつくりあげないといけない。自民党内では不正、腐敗がある。自民党はもう歴史的使命を終えている。私たち自身の力が大きくなると同時に、強い野党を対抗的につくり上げていく以外に今の状況を変えていくことはできない。

# 「活断層否定できない」と運転差止を命じる

—広島高裁の伊方原発3号機仮処分決定の意義—

哲野イサク

2020年1月17日、広島高裁(森

一岳裁判長、鈴木祐輔右陪席、沖本尚紀左陪席)は、山口県の市民3人が申し立てた、四国電力伊方原発3号機(愛媛県伊方町)の運転差止仮処分事件の抗告審で、山口地裁岩国支部の申立却下の決定を覆し、申立を認め、四国電力(以下「四電」と

表記)に同機の運転差止を命じた。

私は広島在住の裏方として、抗告審の経緯を比較的よく知る立場にあつたが、審理の進行につれ森裁判

長が私たちを勝たしてくれるのではないかという思いが強くなつていつた。進行協議の際、森裁判長が審尋期日を1回切り、と決めたことは同

裁判長が自ら決定を出す意志表示と受け止めた。というのは、同裁判長は20年1月25日に定年退官することが決定しており(実際の辞令は1月24日金曜日)、複数回審尋期日を設けていたのでは、森裁判長の手で決定を出すことは不可能だったからだ。

次に19年9月11日の第1回審尋期日(実際には双方のプレゼンテーション)直前になつて、裁判所から求

「仮に活断層が存在するとして、敷

地に及ぼす地震動はどの程度になるのか」という趣旨の質問と、「解釈別記2との関係はどうなるのか具体

的に説明せよ」というまさに問題の核心に迫る質問だつた。

解釈別記2についてはあとで説明するが、ともかくも山口地裁岩国支

部の決定では、四電の「極近傍には活断層は存在しない」という主張を

無批判・全面的に取入れ、歯牙にもかけられなかつた最大争点に関する質問である。

さらに年あけて、1月7日裁判所

から「1月17日に決定文を交付する」という通知があつた時、私の中では「今回は勝つ」という思いが一層大きくなつた。1月17日は阪神淡路大震災の25周年記念日当日だつたからである。

決定は果たして「住民勝利」だつた。



〔伊方3号機運転差止等の旗を掲げる原告団(筆者提供)〕

の最大の争点である敷地極近傍の活断層に関する質問だつた。すなわち

断層に関する質問だつた。そこで

森決定は「人格権に基づく妨害予

## ■争点は大きく3項目

抗告人側の提出した争点は、大き

く4項目だつた。(1)司法審査の在り方、(2)敷地極近傍の活断層、(3)火山事象影響、(4)奇酷事故時申立人(抗

告審では抗告人と呼ばれるが、煩雜なので以下「債権者」と表記)が避難できない問題)(避難問題、である。

これに対して高裁決定(以下「森決定」と表記)が争点としたのは、

避難問題を除く3点である。避難問題に言及しなかつたのは、すでに「敷

地極近傍活断層問題」や「火山事象影響問題」で、3号機を運転停止と

しているので、言及の必要なし、と判断したためかも知れない。

最初に「司法審査の在り方」から見ておこう。

防請求としてその差止めを求めることができる」（決定文7頁）と債権者の保全権利を認め、さらに原発に絶対の安全性を求めないことは双方に争いはない、と認定している（同8頁）。

次に「主張・疎明責任」であるが、これは全面的に四電（「債務者」と表記することがある）に負わせている。債務者は、「新規制基準に不合理な点のないこと及び……原子力規制委員会の判断に不合理な点がないことを相当の根拠、資料に基づき主張、疎明すれば足りる。」（同18頁）

また新規制基準に不合理な点があつたり、その判断に不合理な点がある場合には、債務者は「それにもかかわらず、本件原子炉の運転によつて……（人格権侵害の）具体的な危険がないことを……主張・疎明する必要がある。」（同19頁）とし、債務者がこの主張・疎明に失敗した場合には、人格権侵害の具体的な危険性が推認できる、としている。

この判断枠組みは格段日新しいものではなく、従来の枠組みを踏襲したものである。しかし今回四電は、まさに規制委の判断に不合理な点があるにもかかわらず、人格権侵害の

具体的な危険性がないことの疎明に失敗し、「人格権侵害の具体的な危険性が事実上推認できる」と、運転差止決定となつたのである。

## ■「極近傍活断層問題」

地震問題は大きく2通りに分けられよう。一つはこれまでも争点だった中央構造線活断層問題である。これは新規制基準に不合理な点はない、とあつさり片付けていた。もう一つが「極近傍活断層問題」である。これは債務者側が提出した最重要争点であつた。

その主張はおおむね以下の通り。地質境界としての中央構造線は、佐田岬半島沿岸を通過しているが、最新の調査・研究によつて、それは同時に中央構造線活断層帶の一部であることが明らかになつた。その活断層の表層地盤は敷地から約600mのところを走つてゐる。設置許可基準規則解釈別記2及び規制委員会の策定した「地震審査ガイド」（以下「地震ガイド」と表記）は、震源が敷地にごく近い場合には、特別な扱いで地震動評価をすべきなのに、規

制委審査でこれを行つていらない、審査に落ち度があつて不當である。つまり解釈別記2や地震ガイドで明記されているように、本来特別に地震動評価を行わなければならぬ極近傍（敷地から2km以内とされている）の活断層が存在するにもかかわらず、四電は審査申請もしていない、と規制委も審査していない、という主張である。

確かに債務者は、敷地極近傍断層を活断層であると主張しているが、森決定が判断したのはこれが活断層であるか否かではない。審査の過程で「極近傍に活断層がない」ことを確認したうかである。もし本来評価すべき活断層であるならば、審査委自身が策定した規制基準や地震ガイドに違反しており、審査に落ち度がある、という結論になる。

しかし極近傍に活断層があるといふ主張（調査・研究しているのは小松正幸・愛媛大学名誉教授や早坂康隆・広島大学准教授らのグループなので以下「小松・早坂知見」と表記）があつたとしても、取り上げるべき主張なのかどうかの判断及びその決め手が問題となる。

小松・早坂知見が正しいのかどうかは純学術的問題である。森決定は、当然のことながら、そこに介入していない。そうではなく、小松・早坂知見が審査で取り上げられるべき知見なのかどうかを森決定は問題としている。

四電は当然のことながら、実施した「詳細な海上音波探査」（四電）などから敷地極近傍には活断層は存在していない、と主張する。そうすると四電の調査が十分信頼にたるものかどうかが一つの争点となる。そのままいけば水掛け論である。

森決定が判断の決め手に使つたのが、政府地震調査研究推進本部（以下「地震本部」と表記）により公表された「中央構造線断層帯長期評価（第二版）」（2017年12月）である。「伊予灘南縁、佐田岬半島沿岸の中構造線については、『現在までのところ探査がなされていないため活断層と認定されていない。今後の詳細な調査が求められる。』との記載があり、相手方（債務者事業者、すなわち四電のこと）のほかの上記音波探査では不十分であることを前提にしたものと認めることができる。」（同41頁）

つまり小松・早坂知見は取り上げられるべき主張であるにもかかわらず取り上げていない、また四電の調査は不十分である、と森決定は断じている。そして、先に見た「司法審査の在り方」に従えば、規制委の審査に落ち度がある、にもかかわらず、四電はこれが活断層でないことの主張・疎明に失敗した、という結論を導いている。

## ■火山事象問題

森決定は、「敷地極近傍活断層問題で」検討したところから、その余点について検討するまでもなく、被保全権利が認められる。しかし、本件の審理の経過に鑑み、火山事象に対する安全性についての検討も、次に行うことにする」（同54頁）と述べ、地震問題が主で、火山事象問題は、いわば付け足しであることを明らかにしている。

火山事象問題は大きく二つの評価問題を含んでいる。

一つは「阿蘇」の破局的噴火による火碎物密度流（いわゆる火碎流）到達の可能性、言い換えれば、伊方原発は、火山事象に関して、設計対

応不可能な立地不適地ではないか、とする「立地評価」。もう一つが破局的噴火にいたらない巨大噴火の降下火碎物（いわゆる火山灰）の影響評価問題である。

立地評価については、債権者側の言い分をことごとく認めた上で、規制委の策定した「火山ガイド」は不合理であり、その不合理なガイドに従つても、伊方原発敷地は立地不適地、と断じた上で、しかし、破局的噴火は1万年に1回の低頻度事象であり、破局的噴火による影響は考慮しない、というのが社会通念であるところから、伊方原発敷地を「立地不適地」とすることはできない、と結論付けている。

論理は、2017年12月、1回目に伊方3号機の運転を差し止めた広島高裁抗告審決定（野々上友之裁判長の名前をとつて以下「野々上決定」と表記）と全く同じであり、結論部分だけが社会通念論で野々上決定と判断が分かれた。

影響評価については、四電のVE 16程度の噴火想定は過小に過ぎる、少なくとも阿蘇4噴火に準ずる巨大噴火を想定すべきであり、「そうすると、その噴出量を20～30km<sup>3</sup>として

も、（四電の想定）噴出量（6・2km<sup>3</sup>）の約3～5倍に上り：過小であるといわなければならない」と全面的に債権者の言い分を認めて、これも差止の理由としている。

## ■極めて常識的な判断

こうしてみると、森決定は極めて常識的な判断を下したといえるだろう。

地震問題で、従来の中央構造線断層帶活断層評価に関して、規制基準及び審査過程に瑕疵はない、としたのはこの問題が科学技術論争の様相を帯び、結局は水掛け論となつて、権威者側（規制委員会）に軍配をあげた格好だ。極近傍活断層問題は、日本の原発裁判では全く新しい論点で良心的な裁判官である。一部の無能で行政追隨型の裁判官は別として、今後の日本の原発裁判では、こうした有能で良心的な裁判官の心に響き、また煩雑な科学技術論争ではなく、常識的なテーマと論理構造をもつた訴えの仕方に大きくシフトしていく必要があるだろう。あるいは野々上決定、森決定はその前駆的現象といえるかも知れない。

火山事象による立地評価では、野々上決定と結論は分かれたものの、論理構造は全く同じである。ただ野々上決定と比較すると森決定は、原子力事故が畢竟放射能災害であり、放射能災害は、一国を永久に滅ぼしかねない、また不可逆的な事象である

ことへの洞察と見識が浅い、ということとは指摘しておかねばならない。影響評価については、言葉使いこそ違うものの、野々上決定と全く同じ論理構造を持っている。

野々上決定は、地震問題では差止めじなかつたではないか、という指摘があるかも知れないが、それは外形的にそう見える、というだけで、野々上決定時、敷地極近傍活断層問題が提起されていれば、野々上裁判長はこれを決定に反映させただろうと考える確かな心証がある。

野々上裁判長も森裁判長も、有能力で良心的な裁判官である。一部の無能で行政追隨型の裁判官は別として、今後の日本の原発裁判では、こうした有能で良心的な裁判官の心に響き、また煩雑な科学技術論争ではなく、常識的なテーマと論理構造をもつた訴えの仕方に大きくシフトしていく必要があるだろう。あるいは野々上決定、森決定はその前駆的現象といえるかも知れない。

この意味で、森決定の意義は極めて大きい。

（てつの いさく／ウェブジャーナリスト、伊方原発広島裁判原告団事務局）

# 「金権と派閥」自民エスカレート——河井問題で露呈

（河井問題）は、自民党の内情を暴露するものとして、多くの議論がなされた。河井元衆院議員の夫の河井克行衆院議員が、公金を私物化した疑惑が発覚し、これが自民党の内情を暴くきっかけとなり、自民党内の派閥争いが表面化した。

城中一郎

いわゆる「河井問題」は昨年10月、安倍晋三首相に近いとされる河井案里参院議員の選挙買収疑惑、夫の河井克行衆院議員の法務大臣辞任で幕開けしたが、その後、同7月の案里選挙に自民党本部から1億5千万円が投入されたことが判明。同じ自民党でも他候補に比べ10倍の「安倍マネー」が渡った「えこひいき」に党员からも怒りの声が噴出だ。そもそも原資の一部は政党助成金であり、公金を私物化した金権選挙・派閥争いは、アベ政治の傲慢ここに極まれりと言える。

## ●自民党员すら怒り

地元中国新聞の投書欄に年末年始、自民党员から安倍批判の意見が相次いで2通掲載された。77歳の海運業者は「河井側へ1・5億円が渡されたことに疑念と怒りで震える」「モリカケ、自衛隊日報、IR汚職に続く疑惑だ」などと述べた。

「35年來の自民党员」と記した上での実名の投書は、よほどのことだ。それだけ安倍政治のおごりが目に付くのだろう。

2通の投稿主がいずれも広島県三原市在住だったことは興味深い。参院選で案

里氏当選のあおりを食つて落選した溝手頸正氏が市長を務めた地盤が三原だ。溝手氏は岸田文雄氏が会長の自民派閥「宏池会」の重鎮で、安倍嫌いとされる。第一次安倍内閣で閣僚も務めたが、TV番組で長期政権を批判したこともある。落選は首相の案里チコ入れのせい、と支持者の怒りが投書に反映したとも読み取れる。

## ●宏池会より安倍側近

参院選広島選挙区は戦後ずっと定数2を自民と野党（社会、民主など）が分け合ってきた安定区だった。ところが昨年7月、党本部は無派閥で安倍側近の河井克行氏の妻案里氏を擁立し、2議席独占を狙う。宏池会が主導で、現職の溝手氏一本を主張する広島県連の反対を押し切つた。

## ●改憲に備えた私兵

参院選での安倍晋三首相、菅義偉官房長官、二階俊博幹事長らの案里チコ入れは露骨だった。党県連幹部は「案里氏だけを応援し、溝手氏には口もくれなかつた」と地元紙にコメントしている。「案里陣営から自動応答のPR電話が何度も掛かってきた」「パンフレットもあふれていた」とつて、意に沿う議員を減らしたくなかった

と有権者は物量作戦を実感している。

## ●安倍マネー原資は

報道によると、宏池会に属する広島県連会長の参院議員宮沢洋一氏は「2議席独占のため1億5千万円使つたが、もともとの1500万円（溝手分）だけでもよかつた」旨の発言をした。自民党的な委員長だった下村博文氏すら「異常な額」として知られなかつたことを明かしている。

こうした「安倍マネー」の拠出が二階幹事長と首相の判断だつたとしても原資は党財政だけなのか、官房機密費なのか。自民党財政の3分の2は政党助成金であり、いずれにせよ血税だ。

## ●試される地検の力

河井問題は、選挙の車上運動員に法定の2倍の報酬を払つた公選法違反の疑惑のほか、複数の選挙スタッフに違法報酬を払つたり県議に現金を持参したりした本筋の公選法違反疑惑は未解明だ。広島地検は昨年末、家宅捜査など強制捜査に着手した。次の焦点は、東京五輪後もされる総選挙までに進展するかどうか。地検は世論と政治日程を気にせず筋を通してほしいものだ。

たというのだ。安倍政権の傲慢さそのものではないか。

## ●参加者広がる市民集会

市民団体「河井疑惑をただす会」は、告発状を提出し、街頭活動や集会などで追及を強める。1・5億円問題が明るみに出た後の集会に、明らかに自民党支持者と思われる人の参加が増えたという。

共産党や野党系の見慣れた顔以外が日に付く。溝手落選の恨みのある自民系の人たちだろう。

## 声明

# 広島県廿日市市の中学校吹奏楽部と 自衛隊音楽隊とのコラボ中止要請



廿日市市立中学と自衛隊のコラボ演奏(海自呉音楽隊HP)

【編集部注】昨年9月21日に広島県廿日市市の「はつかいち文化ホールさくらぴあ」でおこなわれた「自衛隊ふれあいコンサート」海上自衛隊呉音楽隊と廿日市市立N中学校のコ

ラボ」について、「教科書問題を考える市民ネットワーク・ひろしま」は、廿日市市の松本太郎市長と奥典道教育長への抗議の要請書提出を2月14日に予定している。この要請は、

廿日市市立中学校吹奏楽部を自衛隊音楽隊とのコンサートに参加させな

いことを求めており、2月8日現在で59団体の賛同を得ている。海自呉音楽隊は中高生への演奏指導も重視しており、昨年は地元の広島県呉市をはじめ中四国、兵庫県でひんばんにおこなっている。音楽交流を通じて、中高生に自衛隊を肯定的に評価させるための「宣撫工作」を強めているのである。この要請の全文を声明（資料）として掲載する。

●廿日市市立中学校の吹奏楽部を自衛隊音楽隊との「ふれあいコンサート」に参加させないことを求める要請

2019年9月21日、さくらぴあホールで「自衛隊ふれあいコンサート」が行われた。このイベントは、海上自衛隊呉音楽隊と廿日市市立N中学校吹奏楽部とのコラボを謳つており、その問い合わせ先は廿日市教委の学校教育課であった。主催は広島県自衛隊家族会、広島県防衛協会、広島県隊友会。後援には廿日市市、廿日市市教育委員会などが名を連ねている。

海上自衛隊呉音楽隊の紹介には、主な任務として「士気高揚のための演奏」、「儀式における演奏」、「広報のための演奏」と記されており、そ

れと並べてN中吹奏楽部部長名の紹介文も掲載されている。主催者の挨拶文には開催目的の一つとして「自衛隊活動が正しく理解されるよう」との文言がある。

コンサートは、真野前市長挨拶に続き「君が代」斉唱、中学生の演奏、音楽隊の演奏、コラボ演奏の順で進行、最後に「会場の皆さんに送るエール」だとしてプログラムには記載されていなかつた「行進曲軍艦」（いわゆる軍艦マーチ）が演奏された。

会場ロビーでは、海上自衛隊の宣伝パンフ、隊員募集のリーフレットなどが配布され、制服の試着コーナーも設けられ、自衛官が生徒たちに試着を呼びかけていた。

要するに、中学校生徒をターゲットにして、文化行事を装った自衛隊の加入促進広報活動が、「白昼堂々」と行われたのである。昨年は海田陸

上自衛隊と廿日市市内のH中学校と  
同様のことが行われていた。  
海上自衛隊には呉の他、東京（防  
衛大臣直轄）、横須賀、佐世保、舞鶴、  
大湊に音楽隊があり、陸上自衛隊、  
航空自衛隊にも別に複数の音楽隊が  
置かれている。これらのすべてが学  
校教育と接点をもつ活動を行つてい  
るので、ほぼ全国をカバーした活動  
になる。自衛隊の音楽隊は、戦前の  
大日本帝国陸海軍の軍楽隊を前身と  
し、その任務は、（1）隊員の士気高  
揚のための演奏（2）儀式や式典で  
の演奏（3）広報活動としての演奏  
(4) 必要に応じ指揮所の警備、の  
4つであり、戦前の「兵士」のため  
の士気高揚と同様の演奏を任務の筆  
頭にしている部隊である。今回の企  
画は（3）の広報の一環としての活  
動と考えられるが、その活動の本質  
は、最終演目が「行進曲軍艦」であつ  
たことが明確に象徴しているよう  
に、「自衛隊員」の士気高揚をはかる、  
武力行為＝戦争を鼓舞する「軍楽隊」  
であることは、戦前と何ら目的が変  
わっていないといわざるを得ない。  
なお、「軍艦」という名称は戦前  
の日本帝国海軍の戦艦等を示すもの  
であるから、たとえ自衛隊で正式行



会場ロビーに展示された試着用自衛隊制服(右)

進曲と定めているとしても、「軍艦」  
の呼称のつく曲を市民に演奏するこ  
とは、戦力を持たないと明記した憲  
法九条を踏まえれば、中学生、市民  
に聴かせる曲としては不適切である。  
現政権下で、憲法違反の「戦争法  
制」が成立し、自衛隊は専守防衛を  
旨とする憲法の規定を大きく逸脱し  
て運用され、外征軍へと急速に変貌  
を遂げている。今回の中東派兵がそ  
の一例である。1月11日、海上自衛  
隊那覇基地からP3C哨戒機部隊が  
中東に派遣され、2月2日には海上  
自衛隊横須賀基地から護衛艦「たか  
みなみ」が出港する。名目は防衛省設  
置法に基づく「調査・研究」とされ  
ているが、バーレーンの米海軍第5  
艦隊司令部に連絡要員が派遣され、  
そこで得られた情報は米国などと共に  
有される。事実上の共同軍事作戦行  
動である。現地で日本関係の船舶が  
攻撃を受けた場合は、武力行使が可  
能となる海上警備行動に切り替わる  
ことになつていて。

廿日市市教委は、「自衛隊法に基  
づいて自衛隊は設置されている。学  
習指導要領、憲法に基づき、具体的  
に自衛隊による災害等の援助等につ  
いて紹介をしながら、教科書等に  
も明記をしているように、学習指導  
要領に基づいて教えている。」など  
とのんきに述べている。しかし、自  
衛隊は一触即発の中東地域で軍事行  
動を実際に展開している実質「軍隊」  
である。

会場ロビーで実施された「イベン  
トアンケート」や自衛隊の制服試着  
コーナー等は、実質的な「軍隊」で  
ある自衛隊への入隊を勧誘する活動  
の一環である。世論には自衛隊の大  
きな目的とも同視できる「自衛隊  
ふれあいコンサート」に、政治的中

なみ」が出港する。名目は防衛省設  
置法に基づく「調査・研究」とされ  
ているが、バーレーンの米海軍第5  
艦隊司令部に連絡要員が派遣され、  
そこで得られた情報は米国などと共に  
有される。事実上の共同軍事作戦行  
動である。現地で日本関係の船舶が  
攻撃を受けた場合は、武力行使が可  
能となる海上警備行動に切り替わる  
ことになつていて。

廿日市市教委は、「自衛隊法に基  
づいて自衛隊は設置されている。学  
習指導要領、憲法に基づき、具体的  
に自衛隊による災害等の援助等につ  
いて紹介をしながら、教科書等に  
も明記をしているように、学習指導  
要領に基づいて教えている。」など  
とのんきに述べている。しかし、自  
衛隊は一触即発の中東地域で軍事行  
動を実際に展開している実質「軍隊」  
である。

#### 要請

1 廿日市市立中学校の吹奏楽部を  
自衛隊音楽隊との「ふれあいコン  
サート」に参加させないこと。

1 廿日市市教委は当該「ふれあい  
コンサート」の後援をしないこと。

2020年2月14日

教科書問題を考える市民ネット  
ワーク・ひろしま  
共同代表 石原顕 内海隆男 菊  
間みどり 柴田もゆる

立であるべき教育委員会が12歳～15  
歳の年齢層の中学生を参加させるべ  
きではない。「子どもの権利条約」  
第38条及び「武力紛争における児童  
の関与に関する児童の権利に関する  
条約の選択議定書」第3条でも未成  
年者の軍隊への徴募は禁止されてい  
るのであるから、巧妙に徴募に導く  
仕掛けのあるこのような企画に、適  
切な教育環境を保護すべき立場にあ  
る廿日市市及び廿日市市教育委員会  
は中学生を参加させるべきではない。

以上の理由により、以下の要請を  
する。

# 文部科学省不祥事の最も重要な意味

河 東 真 也

## ●萩生田文科大臣「身の丈」発言でぶち壊された欠陥入試制度

昨年10月24日のBSフジ「プライムニュース」で萩生田光一文部科学相がいわゆる「身の丈」発言を行つて騒動を買つた。少し長いが新聞記事を引用しておく。

……莫検などの民間試験の利用で、受

験生の経済状況や地理的条件によつて不公平が生じないかと問われ、「それを言つたら『あいつ子備校通つていてずるいよな』というのと同じ」と反論。

「裕福な家庭の子が回数受けてウオーミングアップできるみたいなことが大學に提供されることを踏まえ、自分の身の丈に合わせて、2回をきちんと選んで勝負して頑張つてもらえば」と答えた。(朝日新聞) 2019・10・28 傍点著者)

『讀賣新聞』の記事には傍点の部分の記載がなかつたので、「朝日」から引用した。この発言が引きがねとなり、新聞報道の4日後の11月1日には大学入学共通テストにおける英語民間試験の活用は見送られことになった。そうするとたゞどころに国語と数学の「記述式」問題に対する問題点が登場し、これもまた12月17日には見送りとなつた。

9月に着任したばかりの萩生田文科相にとつては自らの失言をきつかけにバタバタと「見送り」発表をせざるをえなくなつたことはお氣の毒だが、もとい加計

●国際的な学力低下がコトの始まり—訴えられた「学力観」転換

ところでの大学入学共通テストであるが、コトの始まりは国際的な学力の低下という問題にさかのぼる。経済協力開発機構(OECD)が15歳の男女に実施する国際学習到達度調査(PISA)において2003年に科学的リテラシー1位を維持したものの、数学的リテラシーが1位から6位へ、読解力が8位から14位に急低下したことに危機感を持つたことでから始まる。2006年には科学的リテラシーも6位に転落し、数学的リテラシーは10位、読解力は15位に下がつた。

こうしたいわゆる暗記型ではない学力が国際基準だということで、それまで受験教育に批判的であつた学者たちは学力観の転換を訴え、国はPISA対策を含む学力低下問題に対処するために2007年度から全国学力・学習状況調査(俗に言う「学力テスト」)を始めたのだ。

そしてこの学力テストをはじめとし、学習指導要領改訂による「ゆとり教育」の見直しなどの施策が実施されていった。

その結果、いつたんはPISAの成績は回復したように見えたが、2018年には再び凋落している。

一方で、2012年に当時の平野博文文部科学相は「大学入学選抜の改善をはじめとする高等学校教育と大学教育の円滑な接続と連携の強化のための方策について」という諮問を中央教育審議会に対して行い、中教審は2014年12月に答申をおこなつてゐる。「答申」は「現状の高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜は、知識の暗記・再生に偏りがちで、思考力・判断力・表現力や、主体性を持つて多様

な人々と協働する態度など、眞の『学力』が十分に育成・評価されていない」という認識に立っていた。そして、「高等学校においては、小・中学校に比べ知識伝達型の授業に留まる傾向があり、学力の三要素を踏まえた指導が浸透していない」として「一般入試においては、一齊かつ画一的な条件で実施される試験で、あらかじめ設定された正答に関する知識の再生を一点刻みに問い合わせ、その結果の点数で選抜する評価から転換し切れない」と説明していた。つまり、暗記型の学習の問題点は15歳の段階のみではなく、高校・大学まで続いているという認識である。それを大学入試を変えることによって高校教育及びそれ以前の教育の質を変えてみたいということだったようだ。

## ●「記述式」導入と民間検定活用

そうして「知識・技能」を単独で評価するのではなく、「知識・技能」と「思考力・判断力・表現力」を総合的に評価していくものにしていく」方向でいくつかの提案をしていたが、その中に「記述式」の導入と民間の資格・検定試験の活用があつた。それらの提案は国民に対するアリバイでしかなかつたと見ざるを得ない。

まずは、いわゆる学力テストであるが、これは正式には全国学力・学習状況調査

という。1960年代に優れた人材の早期発見と教育訓練のための事前調査として実施され、「学力（人材）」の社会的分布状況を把握するという産業界の要求に応じるもの（久保・米田他編『現代教育史事典』）だった。それはそれで産業界と政界が癒着したとんでもない調査理山であつたし、結果的には「教育現場に生じた不正や退廃の実態が明るみに出され」（同）ることになり、長い間封印されていたものであつた。これが2004年11月、就任まもない「中山（成彬）文部科学相は2日、教育現場で競争意識を高めてもらうために新しい全国学力テストを実施する考えを小泉首相に伝えた」（朝日新聞）2004・11・03）ことで復活することになった。

## ●国が煽るべきではない 「テストによる競争」

### ○「テストによる競争」

中山が「学テ」を開いたがつたのは彼自身の中の「反日教組」体質であつて単なる反動であろう。日教組によって頓挫させられたものを復活してやる、といふ程度の稚拙な認識なのだろうが、「学テ」→競争意識→学力向上」という単純な自由競争の論理は小泉首相の新自由主義的政策には合致していた。中山は翌11月4日の経済財政諮問会議で「子どものころから競い合い、お互いに切磋琢磨する、そういう意識を涵養する」ということ、一時はいろいろ言わされましたがあまりに大学全入の時代でござりますから、全国で学力テストだけでなく、体力テ

ストも併せてやつたらいいんじゃないかと思うんですけれども、そういうしたこと私はやつていくべきではないかと考えております。」と語り、子どもたちを競い合わせるために学力テストを実施するとのことです。これはもとより産業界が要求している「調査」とは趣旨の異なる発想の上に企てられたものである。

## ●生得的な経済力の差が子供の学歴差生むのは不平等

### ○「生得的な経済力の差が子供

とは言え、国が直接実施せずに民間にやつてもうところが新自由主義の面目躍如たるところであり、この全国学力・学習状況調査は民間企業に丸投げされるのである。郵政民営化を掲げた小泉流の新自由主義施策として位置づいたわけである。税金が国民の福祉ではなく民間企業に投げられていく構図ができるがつているのである。

また、冒頭示した『朝日新聞』の記事では萩生田の「それを見たら『あいつと備校通つてするよな』という予備校通つてするよな」という発言が、子どもたちの学びが親の経済力に左右され

ていることを当然とし、それが自由競争だというレベルの稚拙な、かつ新自由主義の狡猾な論理を罔らずも萩生田は口にしてしまつたのである。『讀賣新聞』がその部分を掲載しなかつたのは意図的なのかどうかはわからない。しかし、学ぶことが國民の権利であるならば、受験のために予備校に通うのは本当はずるいのである。

そうしたこの國の國是をこの國の政府

は守ろうとしている。その意味で彼らは「J国の人であると言えるのである。で、今回の大学入学共通テストにおける英語民間試験に関してであるが、中教審答申では「英語教育の在り方に関する有識者会議」なるものの報告書を前提に民間の資格・検定試験の活用を提案していった。この有識者会議もまた民間の資格・検定試験の活用は当然の前提として議論を進めており、大学入学共通テストという国家的事業を民間に委ねるということの問題についてはまったく議論をしていない。「読む」「聞く」「書く」「話す」の4技能をバランスよく評価するという英語力の見方はそれとして、その4技能をどのように評価するかはそれこそ国民教育の上で最も重要な課題である。そうした研究は文系の大学の研究者にまかせればいいことなのに（どうやら文系学部は無用だとして潰したいらしいので）、民間業者に依存するというのは、かなりまずいことなのではないか。そのように民間業者に頼ろうとする新自由主義を調整するあたりに利権が生じることを疑われても仕方のないことだと見える。

また、「答申」ではすでに「受検料など経済格差の解消、受検機会など地域格差の解消等」の具体的検討が必要だと言っていたにもかかわらず、問題を先送りにしてきていたのである。なぜか。

は守ろうとしている。その意味で彼らは「J国の人であると言えるのである。で、今回の大学入学共通テストにおける英語民間試験に関してであるが、中教審答申では「英語教育の在り方に関する有識者会議」なるものの報告書を前提に民間の資格・検定試験の活用を提案していった。この有識者会議もまた民間の資格・検定試験の活用は当然の前提として議論を進めており、大学入学共通テストといふ国家的事業を民間に委ねるということの問題についてはまったく議論をしていない。「読む」「聞く」「書く」「話す」の4技能をバランスよく評価するという英語力の見方はそれとして、その4技能をどのように評価するかはそれこそ国民教育の上で最も重要な課題である。そうした研究は文系の大学の研究者にまかせればいいことなのに（どうやら文系学部は無用だとして潰したいらしいので）、民間業者に依存するというのは、かなりまずいことなのではないか。そのように民間業者に頼ろうとする新自由主義を調整するあたりに利権が生じることを疑われても仕方のないことだと見える。

解決できなかつたのである。しかし、いくつかの課題を民間業者が解決していくになつてくると誰もが納得する正解があれば、おそらく再挑戦してくるにちがいない。

## ●「記述式」が孕む諸問題

もう一つの不始末である、国語と数学の「記述式」問題の件に話を変えよう。

「答申」では「『1点刻み』の客觀性にとらわれた評価から脱し」云々と厳密な公正さからは外れるものであることを前提としていた。しかし、この入試改革に「陣頭指揮を執ってきた」（『NEWSポストセブン』2019.12.16 [https://www.news-postseven.com/archives/20191216\\_1506306.html](https://www.news-postseven.com/archives/20191216_1506306.html)）鈴木寛氏は「一般に5教科受けて満点は500点として、国語100点分の内、記述式の配点は20点です。つまり、影響は25分の1です。全体への影響としては25万分の1から25万分の4程度。このアレを許容できないのなら、そもそも記述式はできません」とアレが少ないことを強調している。ならばなぜ「記述式」に拘泥するのだろうか。実際に「記述式」の答案といつてもいいレポートや論文などを採点すると採点者によつて評価には相当のばらつきが出る。もちろん、みんながいよいよしてきていたのである。

「記述式」とはそういうものなのだ。ところが入試問題のようになつてくると誰もが納得する正解が求められてくる。つまりいかにアレが少ないか、だ。

そうなると受験対策屋の出番だ。それが予備校や塾の講師なのか高校教師なのかはわからないが、受験対策として文中のどこかを切り取つて持つてくるという手に出てくる。ところが学生たちが文章を理解しているかというとそうではない。まったく意味はわからないが、このあたりのことだろうと難解な語句の入った一節を抜き出してくる。そういう指導がどこかでおこなわれているのだろう。

受験対策で極端なのは面接である。「この大学を志望した理由は何ですか？」と聞くと、暗記してきた文章を再生し始める。他の質問をしても、だいたい記憶してきたことを多少質問の意図からずれたとしても暗誦するよう答えるのだ。まるで人間と人間の会話にはならない。それでも全員が全員そうしてくるので、誰かは合格させなくてはならない。

結果的にそのようにした受験生は合格してしまうので、受験対策屋は自分の作戦が正しかつたと勘違いしてまた新たな対策を立ててくるのである。赤信号、みんなでわざわざ青と同じ、というのが実態なのである。

話が逸れた。

「記述式」もまた民間業者に丸投げをすることで何らかの利権を得ようとしたのかもしれない。「思考力を試す記述式の役割は否定しないが、数十万人規模がないか、だ。

受験する共通テストでの導入に無理があるのは分かつていていたことだ。実際、導入される記述式問題は中途半端な内容にとどまっていた。／記述式は各大学の個別試験で十分に実施すればよい。その問題もつくれないような大学は、高等教育機関の名に値しない」（『THE SANKEI NEWS』2019.12.07 <https://www.sankei.com/life/news/191207/lif191207004-n1.html>）と『産経新聞』でも、今回の大学入学共通テストの失態については批判的だ。

しかし、PISAの結果の受け止め方についても、学力テストにしても、大学入学共通テストにしても、一連の改革には教育理念というものはまったく見えない。見えてくるのは教育を競争に歪曲し、競争を煽ることで市場にカネを回そうとう魂胆だけである。

だから、また何らかもつともらしい人試験改革のネタを見つけ出せば、また民間業者に税金を回す策略を考えるにちがいない。よほど用心しておく必要がある。

（かとう しんや／福岡県在住、  
教育学者）

## 『リチャード・ジュエル』

クリント・イーストウッド監督

評者 鈴木右文

「リチャード・ジュエル」(2018)

は、名匠イーストウッド監督によるドラマ。まだDVD化されていないので、これから御覧になられる方は、見た後で本コラムをお読みいただければ幸いである。

題名は主人公の氏名。警察など安全のために働くことに生き甲斐がある男性が、公園での音楽行事でのセキュリティスタッフを務め、不審な荷物を発見する。周囲に対して警戒を促し、専門家により爆弾だとわかったところで待避の指示に駆けずり回るが、爆発が起き、死者二名の他多数の負傷者が出了た。

当初は爆発の規模に比して死者が少なかつたことで一躍英雄扱いになるが、FBIが犯人の疑いをかけてそれが報道され、冤罪なのだが逆にバッシングが始まり、まともな生活ができないくなる。映画は男性と母親と彼を支援する弁護士を中心に、FBIが捜査対象からはずすまでの様

子を描く。

FBIが弱者を犯人に仕立て上げる様子、マスコミがそれに加担する様子、母や弁護士がいかに奔走したかが描かれるが、偶然男性が持ち合わせている性格や所持品、第一発見者が犯人であるケースがよくあるということだけで犯人に仕立てられ、日常の平和を奪われてしまう恐ろしさがよく伝わる。

一九九六年に起きた実話を元にしており、イーストウッド監督の最近の作品は、賑々しい米国映画のイメージとは異なり、ひとりの人間を丹念に描き、静かに社会問題も背景にしている。弱者への偏見、冤罪、複雑な事態が見え隠れする。こうした作りであるにもかかわらず、きちんとエンターテイメントが保持され

### △編集後記

▼今号のメインタイトルは「安保改定60年―対米従属を改めて問い合わせる」としました。

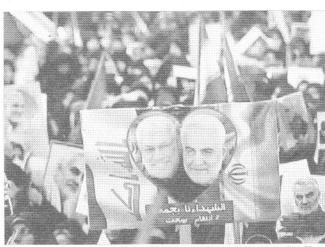
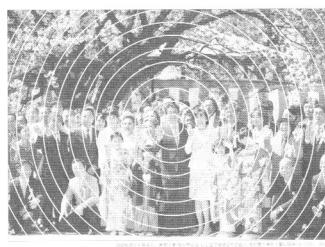
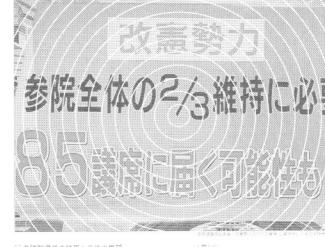
既に始まつた米大統領選。この喧騒のなかでひときわ目立つのが、やはりトランプ大統領です。どこやらの権力者と同様、「数の力」で「大統領弾劾裁判」を「無罪」に持ち込み、返す刀で「偉大なアメリカの復活」を成し遂げたと自画自賛し（一般教書演説）、NATO加盟国の分担金を400億ドル以上増やしたことひけらかしました。今後、過大な要求で交渉が決裂した韓国同様日本にも米軍駐留経費の負担増を厳しく要求してくることは目に見えていきます。大統領選で彼の「ビジネスの成果」を誇示したいからです。

『増額に応じなければ米軍撤退だ』という彼の脅しで、日本の支配層は内心、戦々恐々です。「日米安保」が彼らの「利益を守ってくれている」と信じて疑わないからです。けれども、歴史的に見て、日米安保条約が日本を「守った」ことは一度もありません。それどころか、米

(すずき ゆうぶん／九州大学  
言語文化研究院教員)

反戦情報編集部代表：永田信男  
〒753-0212 山口市下小崎2836-9  
(T/F) 083-929-3674  
山口連絡所  
(T/F) 083-902-3030  
広島連絡所  
(T/F) 082-233-7322  
福岡連絡所  
090-8995-8213(永田)  
郵便振替口座  
01520-5-12786  
加入者名 反戦情報  
銀行口座  
普通預金  
加入者名 永田信男  
E-mail:hansen-jp@crest.ocn.ne.jp

## バックナンバー紹介

<div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;"> <b>反戦情報</b>          2020.1.15 No.424       </div> <div style="text-align: center;">  </div> <div style="font-size: small; margin-top: 5px;">         表紙説          任意大統領と吉野シンドー            トランプはイランへの戦争挑発をやめよ!            フラミンゴの「政治的」行動を評議する          同僚がいるのに、なぜか自分だけ「政治的」行動を評議する            トランプはイランへの戦争挑発をやめよ!            2020年1月15日発行 (第424号)          販売部数 10,000部       </div>	<div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;"> <b>反戦情報</b>          2019.12.15 No.423       </div> <div style="text-align: center;">  </div> <div style="font-size: small; margin-top: 5px;">         表紙説          「日本・米国との争奪戦」            内外から見限られる「最長」安倍政権            2019年12月15日発行 (第423号)       </div>	<div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;"> <b>反戦情報</b>          2019.11.15 No.422       </div> <div style="text-align: center;">  </div> <div style="font-size: small; margin-top: 5px;">         表紙説          「反対のチーク」安倍晋三が立たされる日本            2019年11月15日発行 (第422号)       </div>
<div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;"> <b>反戦情報</b>          2019.10.15 No.421       </div> <div style="text-align: center;">  </div> <div style="font-size: small; margin-top: 5px;">         表紙説          習近平独裁体制ゆさぶる香港民主化の闘い            2019年10月15日発行 (第421号)       </div>	<div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;"> <b>反戦情報</b>          2019.9.15 No.420       </div> <div style="text-align: center;">  </div> <div style="font-size: small; margin-top: 5px;">         表紙説          対米屈従・対韓無礼 安倍政権の亡國「外交」            2019年9月15日発行 (第420号)       </div>	<div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;"> <b>反戦情報</b>          2019.8.15 No.419       </div> <div style="text-align: center;">  </div> <div style="font-size: small; margin-top: 5px;">         表紙説          参院選、崩れた「改憲勢力2/3」の構図            2019年8月15日発行 (第419号)       </div>